



# 交通松前

令和5年8月24日  
松前警察署  
地域・交通課 交通係

## アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認

～安全運転管理者の皆さんは準備を進めてください！～

○アルコール検知器の使用義務化  
令和5年12月1日から適用されます。

○これまで  
令和4年4月1日以降、運転前後の運転者に対し、運転者の状態を目視等で確認することで、酒気帯びの有無の確認、その内容を記録化していました。

法整備された当時、アルコール検知器の供給状況等から、事業所が十分な数のアルコール検知器を入手することが困難なため、当分の間、これを適用しない暫定措置が取られていました。



○令和5年12月1日から  
目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認することが必要となります。  
また、アルコール検知器については正常に作動し、故障していない状態のものを常時保持することが義務化されます。

安全運転管理者を選任している事業所でまだ用意されていない事業所は、お早めの準備をお願いします！